

(1) 基本料金

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービス費（食事に要する費用を除く）の1～3割と食事にかかる標準負担額の合算額）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額に同じ）

※ 各利用者の世帯所得により、1～3割と負担割合が違います。

従来型個室	介護医療院における療養介護費	看護職員配置 (1日)	介護職員配置 (1日)	保険分：一割負担		
				要介護度	1日分	31日分
	I型介護医療院サービス費 (I-i)	6:1	4:1	要介護1	721円	22,351円
				要介護2	832円	25,792円
				要介護3	1,070円	33,170円
				要介護4	1,172円	36,332円
				要介護5	1,263円	39,153円

多床室	介護医療院における療養介護費	看護職員配置 (1日)	介護職員配置 (1日)	保険分：一割負担		
				要介護度	1日分	31日分
	I型介護医療院サービス費 (I-ii)	6:1	4:1	要介護1	833円	25,823円
				要介護2	943円	29,233円
				要介護3	1,182円	36,642円
				要介護4	1,283円	39,773円
				要介護5	1,375円	42,625円

(2) 介護サービス利用料金加算 保険負担分：1割負担

種類	内容	保険分： 1割負担
科学的介護推進体制加算	(I) 認知症・口腔管理・栄養管理のデータを厚労省と連携し、科学的根拠に基づいたデータを基にサービス・ケアを改善する体制をとる事で算定します。 (II) では加えて疾病の状況や服薬情報を厚労省に送ります。	(I) 40円/月 (II) 60円/月
夜間勤務等看護加算(III)	夜勤を行う職員の勤務条件を満たしている場合、加算されます。	14円/日
外泊時費用	居宅における外泊を行った場合に1月に4日を限度として、施設サービス費に代えて算定されます。	362円/日
試行的退所サービス費	試行的に退所し当施設より居宅サービスを提供した場合に算定されます。	800円/日
他医療機関受診時費用	他医療機関において専門的な診療が行われた場合に施設サービス費に代えて算定されます。	362円/日
初期加算	入所日より30日以内の期間について加算されます。	30円/日
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	感染症が発生した時の体制を確保し、協力医療機関と連携・対応出来る体制が取れ、医療機関による定期的な研修・実施指導を受ける等の条件を満たしている事で算定します。	10円/月
新興感染症等施設療養費	入所者等が、厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談・診療入院調整を行う医療機関を確保しかつ感染した入所者に対し、感染対策や介護サービスの提供を行った場合に1ヶ月に1回、連続5日間を限度として算定されます。	240円/日

栄養マネジメント強化加算	利用者の栄養状態を適切に評価・検討し、多職種共同により作成した栄養ケア計画書を基に低栄養状態の予防と改善を行い、その内容を厚労省に提出します。	11 円/日
経口移行加算	経管栄養を実施している利用者について、経口による食事摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行います。	28 円/日
経口維持加算（Ⅰ） 経口維持加算（Ⅱ）	摂食機能障害を有する利用者に対し、継続して経口による食事摂取を進める為の管理を多職種で行います。病棟以外の医師、歯科医師、歯科衛生士、又は言語聴覚士が参加した場合には（Ⅰ）に加えて（Ⅱ）が加算されます。	（Ⅰ） 400 円/月 （Ⅱ） 100 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）医師・歯科医師の助言・指導に基づき、歯科衛生士が、マネジメント計画を作成し、口腔ケアを 2 回/月以上実施。又介護職員に対して指導・助言等を行います。 （Ⅱ）（Ⅰ）の内容に加え、口腔衛生の計画の内容等を厚労省に提出し、その情報を管理し、実施の為に活用していきます。	（Ⅰ） 90 円/月 （Ⅱ） 110 円/月
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供します。	6 円/1 食
在宅復帰支援機能加算	在宅退院において介護を受ける事となった利用者の希望するサービスの調整を行った割合が 30/100 を超えている場合	10 円/日
緊急時施設診療費	① 緊急時治療管理 病状が重篤となり、救命救急医療を行った場合 （1 月 1 回、連続する 3 日間を限度としています。）	518 円/日
	② 特定治療 リハビリテーション、処置、手術。麻酔又は放射線治療の中で別途算定が認められるものを行った場合、診療報酬特点数にて算定します。	診療報酬の点数に 10 円を乗じた額
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている事で算定されます。	20 円/入所時 1 回のみ
協力医療機関連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れ可能な協力医療機関との連携体制を取っています。	50 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣の定めた人員基準等を満たしている場合に算定されます。	22 円/日
退所時指導加算 入院期間が 1 月を超える利用者が居宅へ退所されるにあたり、下記のうち必要なサービスを提供します。		
退所前訪問指導加算	利用者の退所に先立って居宅を訪問し、退所後の療養上の指導を行います。 ※ 1～2 回を限度	460 円/回
退所後訪問指導加算	退所後 30 日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行います。	460 円/回
退所時指導加算	退所時に利用者のご家族へ退所後の療養上の指導を行います。	400 円/回
退所時情報提供加算	（Ⅰ）退所後の利用者の主治医へ、心身状況・生活歴等の情報提供を行った場合に算定されます。	（Ⅰ）500 円/回
	（Ⅱ）退所後の医療機関の医師に対し、心身状況・生活歴等の情報提供を行った場合に算定されます。	（Ⅱ）250 円/回
退所前連携加算	退所後の利用者を担当する居宅支援事業者へ文書により情報提供を行います。	500 円/回
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護が必要な利用者に対し、指定訪問看護ステーション等に指示書を交付します。	300 円/回
退所時栄養情報連携加算	退所時の情報提供をした場合算定されます。 ※ 1 月に 1 回のみ	70 円/回
再入所時栄養連携加算	介護医療院を退所し、他医療機関に入院治療を経過した後に再入所した際に入院医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を見直し栄養計画を策定した場合に、入所者一人につき 1 回を限度として算定されます。	200 円/回
介護職員等処遇改善加（Ⅲ）	上記の介護保険給付費用を合計した費用の 3.6%が加算されます。	

(3) 特別診療費

項 目	算 定 単 位	保険分：1 割負担
感染対策指導管理	1 日につき	6 円
褥瘡対策指導管理	(Ⅰ) 障害高齢者の日常生活自立度ランク B 以上の方に常時褥瘡対策を行っている場合に算定します。 1 日につき (Ⅱ) (Ⅰ) の過程を基に厚労省と情報連携し、褥瘡が予防出来ている場合に算定します。 1 日につき	(Ⅰ) 6 円 (Ⅱ) 10 円
初期入所診療管理	1 回につき	250 円
医学情報提供 (Ⅰ)	1 回につき	220 円
医療情報提供 (Ⅱ)	1 回につき	290 円
理学療法 (Ⅰ)	1 回につき	123 円
	減額後	86 円
作業療法	1 回につき	123 円
	減額後	86 円
理学療法及び作業療法における入所生活リハ管理指導	1 月につき	300 円
理学療法専従職員 2 名配置	1 回につき	35 円
言語聴覚療法	1 回につき	203 円
	減額後	142 円
摂食機能療法	1 日につき	208 円
理学療法・作業療法又は言語聴覚療法の情報活用加算	1 月につき	(Ⅰ) 33 円 (Ⅱ) 20 円

※ 理学療法・作業療法・言語聴覚療法については、入所した日から起算して 4 月を超えた期間において 1 月に 11 回以降のものについては、70/100 に相当する金額となります。

(4) 実費分

居 住 費

世帯所得段階	従来型個室	多床室
1 段階	550 円	0 円
2 段階	550 円	430 円
3 段階①②	1,370 円	430 円
4 段階	1,728 円	437 円

食 費

世帯所得段階	食事サービス費
1 段階	300 円
2 段階	390 円
3 段階①	650 円
3 段階②	1,360 円
4 段階	1,500 円

- ・ 個室から多床室、多床室から個室等に転室した日は、以降に利用する部屋の形態での金額を算定させていただきます。
- ・ 食費・居住費については、市町村から介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる場合は記載されている限度額に準じます。

介護保険負担限度額認定証の認定要件

利用者負担段階	対 象 者
第 1 段階	・ 世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者

	単身預貯金 1000 万円（夫婦 2000 万円） ・生活保護を受給している方
第 2 段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の方で、預貯金額等が単身 650 万円、夫婦 1650 万円以内の世帯
第 3 段階	① 非課税世帯で、年金収入等 80 万円超 120 万円以下）で、預貯金額等が、単身 550 万円、夫婦 1550 万円以内の世帯 ② 非課税世帯で、年金収入等 120 万円超で、預貯金額等が単身 500 万円、夫婦 1500 万円以内の世帯
第 4 段階	・上記以外の方 ※ 介護保険負担限度額認定対象外

（５） その他の費用

サービス項目	日額（月の途中で入退院の場合）	月額
テレビ代	150 円（税込み）	4,650 円（税込み）
洗濯代	200 円（税込み）	6,200 円（税込み）
文書料	当院規定により	
その他の日用雑貨	適宜	
理容代（1 回）	別途利用基準あり	

2025 年 4 月 1 日 変更